

開会（10：15）

○村松幸昌委員長 皆さん、お疲れさまです。

定刻となりましたので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

本日は、鈴木浩己委員が欠席ということで連絡がありましたので、委員の皆様に御報告させていただきます。

それでは、これより議案の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は全部で3件であります。

審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、総務部、行政経営部の順で審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村松幸昌委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

最初に、総務部所管の議案の審査を行います。

議第69号「財産の無償譲渡について」を議題といたします。

議案書は12ページ、参考資料は10ページからです。

それでは、議第69号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言をお願いいたします。

○原崎洋一委員 面積が460.00平方メートルとどんぴしゃになっていますけど、この面積の確認はしたんでしょうか、お願いします。

○高澤 清公有財産課長 登記簿等で確認をしております。

以上でございます。

○村松幸昌委員長 よろしいですか。

○原崎洋一委員 分かりました。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎副委員長 今までもこういう財産の無償譲渡というんですか、こういうのというのは、説明にあったように、不動産登記が可能な認可地縁団体、これに移行したということだったんですけど、今までもそういう事例ってたくさんあったんじゃないかなと思うんです。今も同じような事例で、この北新田どうのこうのと直接関係ないんですけど、まだ公有財産として預かっているものというのはかなりあるんですか。

○高澤 清公有財産課長 今、無償貸付け、普通財産の貸付けに関しては118件、土地に関してはございます。

有償が38件ということでございます。

○村松幸昌委員長 そのうち。

○高澤 清公有財産課長 じゃないです。無償と有償と。

有償が38、無償が118件でございます。

こちらの地区の公会堂に関しては無償ということで、ほかの地区の公会堂なんかも無償貸付けということで、貸しているということになっております。

過去に、令和4年度に大栄町の大地区で、同じように公会堂の土地を譲与していると

いう過去の案件があるということでございます。

さほど、その件数が多いかというとなんにもなくて、基本的には無償で貸付けしているものですから、それを使ってもらっているというところでございます。

今後、建て替えをしたいというときには、その土地を担保にするとか、お金を借りるためにこういった登記をして、それで、銀行等から融資を受けて、それを元に建て替えの資金にするというようなことで、恐らくこういうことで譲受けをしたいということだと思います。

○杉田源太郎副委員長 いつも通り道で通っているところで、警察の前の道原の道路を挟んだ反対側に集会所があったと思うんですけど、建て直したんですけど、あそこもその1つになっていますか。

○村松幸昌委員長 焼津警察署の本署ですか。

○杉田源太郎副委員長 道路を挟んだ反対側に。

○鈴木祐喜管理担当係長 1本入ったところですかね。

○杉田源太郎副委員長 そうそう。

あそこ、土地がどうこうじゃなくて、建物の建て替えをかなり古かったのを建て替えて、もう今はきれいになっているんだけど、あそこの建物だけ、その建て替えだとかそういうのも、この同じ条例なのかちょっとよく分からないんですけど、そういう形で無償化でやっているのか、あるいは有償でやっているのか。

○高澤 清公有財産課長 その地区で建て替えのときに、そういった担保が必要なときは、今回はこういう形でやるんですけども、そういうことをせずにやっているところもあるので。使う方からお金を徴収してとかいうことで建て替えをしているところもありますので、そのままで。今、委員おっしゃるところがどういう形かというのはちょっと分からないんですが。

○杉田源太郎副委員長 市は絡んでいないということだね。

○高澤 清公有財産課長 その土地自体もちょっと今ぱっと出てこないもので、市の土地なのかどうかというのも分からないんですが、市の土地でそのまま建て替えというのもできないことはないのかということでございます。

○鈴木まゆみ委員 関連してなんですけれども、今回、法人格を置いて、会長さんがいらっしゃるんですけども、会長さんが替わった場合、また議会の議決が必要になるということでしょうか。

○高澤 清公有財産課長 今回、譲渡するので、議会の議決はもう必要ありません。

○鈴木まゆみ委員 渡しちゃうということですね。

○高澤 清公有財産課長 ちなみに、人が同じ、例えば寄附を受けた人と、その人にまた返すという場合も議決の必要はございません。

今回は、元の人と渡す人が違うので、議会の議決を得るということで。無償でということ。有償の場合も議決は必要ありません。

以上です。

○鈴木まゆみ委員 分かりました。ありがとうございます。

○杉田源太郎副委員長 ちょっと確認でよろしいですか。

ちょっと分からないところがあるんですけど、以前、昭和48年に北新田公会堂を所有

する何とかの自治会から寄附を受けたと、そういう説明があったと思うんですよ。

その寄附を受けたときには、町内会の財産だったものを、そのときに認可地縁団体、そういうものになっていなかったもので寄附をしたと。だけど、そういう地縁団体になったもので返すよという、そういうことでいいんでしょうか。

○高澤 清公有財産課長 もともと名義は個人の名前だったんです。

○杉田源太郎副委員長 町内会からとかというのではなく。

○高澤 清公有財産課長 個人の名前で、実態的には町内会で利用していたということでございます。

以上になります。

○杉田源太郎副委員長 要は、個人の名義になっていると、その人がどこかへ行っちゃったとか亡くなっちゃったとか、そういうふうになったときに、その引継ぎとかそういうものができないので、今ここに書いてある認可地縁団体ですか、そういうものに一応登録している。

先ほど、118件無償で貸与しているところがあるということだったんですけど、そこもほとんどが個人だったもので、市のほうにやって、まだ、地縁団体になっていないよという、そういうことなんですか。

○高澤 清公有財産課長 寄附を受けたところはそういうことで、もともと市の土地というところもありますので。

○杉田源太郎副委員長 そういうところもあるんだ。

○高澤 清公有財産課長 ええ。ということでございます。

○村松幸昌委員長 1ついいですか。今回、議決した後に、この所有権の移転というのはいつになるんですか、年度でまたぐのか。というのは、何で急にこういうことを聞いたかという、いわゆる払下げをすると宅地だもんですから課税されちゃうじゃないですか、課税客体になりますよね。そのときに1月1日現在のという話になるもので、年度でやると1年遅れちゃうけど、今年度、12月までにやれば来年度から賦課されちゃうと、その辺をちょっと確認させてください。

○高澤 清公有財産課長 今からこの議決を経ましたら、1か月か2か月ぐらい後に変更になるという予定でございます。

ですので、微妙というか。

○村松幸昌委員長 分かりました。

それじゃ、委員長戻ります。

ほかにありますか、よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第69号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第69号は、これを可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆様、御苦勞さまでした。

ここで、当局に入替えがありますのでしばらくお待ちください。

休憩（１０：２５～１０：２７）

○村松幸昌委員長 それでは、休憩前に引き続き審査を行います。

次に、行政経営部所管の議案の審査を行います。

まず、議第67号「焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は9ページから、参考資料は1ページからです。

それでは、議第67号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言をお願いいたします。

○杉田源太郎副委員長 それでは、説明の中で、再生可能エネルギーや発電設備であるバイオマス発電設備についてということで、木竹に由来するもの、または農産物の収穫、それに伴って新たに収穫されたという、そういう説明があったと思います。

そうすると、再生可能エネルギーはほかにもあると思うんですけど、そういうものをやられるというふうになった場合には、この対象になっていくのか、今、再生可能エネルギーというと太陽光なんかがメインになると思うんですけど、そういうものはこの対象になっているのか、なっていないのか、お願いいたします。

○片瀬能彰課税課長 杉田委員にお答えします。

今回の改正につきましては、木竹のバイオマス、また、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスを使用した発電設備、そちらを燃やして、タービンを回して発電するという施設についての改正という形になります。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 これからそういうバイオマスによる発電と、今、ちょっと自分が焼津市の中にそういうバイオマスの発電設備があると承知していないんだけど、今そういうものが予定されているということですか。

○片瀬能彰課税課長 地方税法の改正に伴いまして、市税条例も改正するわけですが、焼津市にこういった施設はございませんで、これから建設するという話も伺っております。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎副委員長 バイオマスはないけど、その木竹に由来する、農産物の収穫に伴って新たなという、そっちもないということでもいいんですか。

○片瀬能彰課税課長 今のところございません。

○杉田源太郎副委員長 その割合を7分の6にするという説明だったと思うんですけど、この7分の6という根拠というのはどこにあるのですか。

○片瀬能彰課税課長 地方税法に参酌する基準として、7分の6がありまして、焼津市として、それを特に上げるとか下げるとかという理由がありませんので、基準の地方税法そのものの7分の6をそのまま引用しているという形です。

○杉田源太郎副委員長 ありがとうございます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

いいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 それでは、ほかにないので質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第67号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第67号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第70号「静岡地方税滞納整理機構規約の変更について」を議題といたします。

議案書は13ページ、参考資料は12ページです。

それでは、議第70号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言をお願いいたします。

○杉田源太郎副委員長 ちょっと確認ですけれど、森林環境税というのは、今年度か、始まったのが、それに対する未納者というか滞納者、そういうものがもう既にあるということなのか、それとも、それが今後、今まで対象になっていないもので、それを追加するということだけなのか。

○前川英己納税促進課長 森林環境税は、今年度から課税されておりまして、今現在の滞納者は市県民税に含まれているものですから、滞納されている方もいらっしゃいます。

その方を来年度から移管するために、今回、規約を変更して、森林環境税というのも追加することです。

以上です。

○村松幸昌委員長 いいですか。

ほかにありますか。よろしいですか。

何でも聞いてください。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないので質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第70号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第70号は、これを可決すべきものと決定いたしました。

以上で、行政経営部所管の議案の審査を終わりました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

これで総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会（１０：３３）